

# 児童福祉法に基づく運営規程

## 運動学習支援教室 そら・ふね 富田(多機能型サービス)

### (事業の目的)

#### 第1条

株式会社 cocolo(以下「事業者」という。)が設置する運動学習支援教室 そら・ふね 富田(以下「事業所」という。)において、指定障害児通所支援事業の指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス(以下「多機能型サービス」という。)を提供することで、利用児童が将来、社会生活を自ら営むことが出来るよう、その為に必要な規律、知識等を育むことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることが出来るよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた多機能型サービスの確保並びに質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、多機能型サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。

4 事業者は、障害児が多機能型サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることが出来るようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進に努めるものとする。

5 多機能型サービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な多機能型サービスの提供ができるよう努めるものとする。

6 多機能型サービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

7 前六項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月21日条例第86号)に定める内容のほかこども家庭庁支援局長が定める放課後等デイサービスガイドライン(以下「放課後等デイサービスガイドライン」という。)等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (虐待防止のための措置)

第3条 事業所は、利用者に対する虐待を未然に防止するとともに、早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ・虐待の防止に関する責任者の設置
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止啓発のための定期的な研修の実施
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の設置並びに委員会結果の従業員への周知
- ・成年後見人制度の利用支援

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 運動学習支援教室 そら・ふね 富田
- (2) 所在地 福島県郡山市富田町字不動前48-4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・児童発達支援管理責任者と兼務)

管理者は従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に対し、基準に定める多機能型サービスの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤・管理者と兼務)

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、多機能型サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。個別支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 保育士 1名以上(常勤)

個別支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

- (4) 児童指導員 3名以上(常勤)

個別支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

- (5) 理学療法士 1名以上(非常勤)

個別支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

平日及び学校休業日:9時から18時までとする。

- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- (4) サービス提供時間

イ 放課後等デイサービス

平日:10時から17時までとする。

学校休業日:9時から16時までとする。

ロ 児童発達支援

平日:10時から17時までとする。

土・祝日:9時から16時までとする。

- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第7条

事業所の利用定員は放課後等デイサービスの利用児童と児童発達支援の利用児童を合わせて10人とする。

(多機能型サービスを提供する主たる対象者)

第8条 事業所において多機能型サービスを提供する主たる対象児童は、発達障害児、身体障害児、視覚障害児、言語聴覚障害児、知的障害児、自閉性障害児、精神障害児とする。

(多機能型サービスの内容)

第9条 事業所で行う多機能型サービスの内容は、次の通りとする。

(1)個別支援計画の作成

(2)基本事業

イ 集団学習療育

ロ 集団運動療育

ハ 個別学習及び個別運動療育

(3)介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

(4)送迎サービス

障害児の自宅等と事業所との間の送迎

(5)療育相談

サービス提供時間帯以外での、保護者の療育相談への対応

(利用者から受領する費用の額等)

第10条

- 1 多機能型サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該多機能型サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない多機能型サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該多機能型サービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払いを受ける額のほか、多機能型サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払い及びおやつ代一回50円を通所給付決定保護者から受けるものとする。
- 4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該多機能型サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、郡山市内の地域とする。それ以外の地域については、相談により実施可能と判断した場合対象とする。

(多機能型サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 通所給付決定保護者及び障害児は、多機能型サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1)多機能型サービスを提供するにあたり、事業者に対し、必要だと考える情報を正確且つ適切に伝えること。
- (2)他害等により、他の児童や職員の身体及び生命を危険に晒す行為等が継続して見受けられるような場合には、契約の解除に至ることもあること。
- (3)多機能型サービスの提供は事業者と保護者が互いに協力し合うことによって成立及び継続するものであること。

(通所利用負担額に係る管理)

第 13 条 事業所においては、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業所が提供する多機能型サービス及び他の指定障害児通所支援事業所等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該多機能型サービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担合計額」という。)を算定するものとする。この場合において、事業所においては、当該多機能型サービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 14 条

- 1 現に多機能型サービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び保護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、連携医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条

- 1 事業所においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- 2 事業所においては、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 3 事業所においては、地震その他の非常災害に備え、当該サービス事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第 16 条

- 1 提供した多機能型サービスに関する障害児及び通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した多機能型サービスに関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定多機能型サービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

第17条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (感染症や災害への対応力の強化)

第18条 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する多機能型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (ハラスメント対策)

第19条 適切な多機能型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

#### (安全計画の策定等)

第20条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第20条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条

1 事業所においては、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 年2回

2 従業員及び管理者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業員及び管理者であった者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所においては、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておくものとする。

5 事業所においては、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所においては、障害児に対する多機能型サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該多機能型サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

7 事業所においては、提供する多機能型サービスの質の評価及び改善を行うにあたり、自己評価及び利用者の保護者からの評価を受けて改善を図り、インターネット等の方法によりその内容を1年に2回公表を行うものとする。

8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規定は、令和8年2月1日から施行する。

以上